

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0742)

第2回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和2年10月23日 非公開

開催日時	令和2年10月23日	9時25分～10時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 最低賃金額の審議について 2. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第2回群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。</p>

	<p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。 それでは最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきます。 公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側はどなたにいたしまし よう。</p>
労働者委員	<p>私、■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしく願いいたします。 使用者側委員はどなたにいたしまししょう。</p>
使用者委員	<p>私、■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしく願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 議題(1)の特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務 局から説明がありますのでお願いします。</p>
事務局	<p>はい。1点ご説明させていただきます。 第1回目の専門部会でもご説明いたしました。当専門部会にお いて全会一致で決議がなされた場合には、最低賃金審議会令第6 条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決 議とする」という取り扱いが審議会で決議されておりますので、そ の場合には、当専門部会において、答申の手続を行うこととなりま す。 また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告 いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。 なお、本日は労使協議が必要になることもあろうかと存じまして 別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内 申し上げますので、よろしく願いいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただ今の説明について、質問等がありましたらお願いします。 </p> <p style="text-align: center;">【質問等なし】</p>

<p>部会長</p>	<p>それでは、質問等ないようでございますので、事務局説明のとおりといたします。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の専門部会ですので、労使それぞれから引上げ額の具体的な金額について提示をしていただき、そこから審議を進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>全会一致で結審できますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員から、ご意見を願います。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>そうしましたら■■■■より発言させていただきます。</p> <p>特定最賃は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替の役割と、産業の発展においても重要な役割を担っていると考えております。</p> <p>また、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットでもありまして、属する産業の魅力の向上を図るためにも、大幅な引上げが必要だと認識しております。</p> <p>地域別最低賃金においては、コロナ禍の影響から中央から目安が示されなかったですが、近隣県との格差是正の主張に対しまして使側委員の皆様の歩み寄りによって、2円の引上げという結果となりました。特定最賃は、労使のイニシアティブによって決めるものという認識をしておりますので、労使交渉の機会のない基幹的労働者の処遇改善に繋がるものだと捉えております。</p> <p>是非、使側委員の皆さんのご理解、ご配慮をいただきますように、お願いしたいと思っております。</p> <p>具体的な要求額ということですが、連合群馬での2020春闘賃上げの引上げ額におきまして、全集計では1.94%でしたが、最も低い99人以下の組織の集計では1.63%でありました。現在の908円、特定最賃の低い額、4業種ある中でも低い方でありませけれども、908円に1.63%の引上げとして、14.80円という計算になることから、「15円」を要求させていただきたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見を願います。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>■■■■です。</p> <p>ただいま15円という金額がございましたが、私ども使用者側としては、年来、屋上屋を架する特定最賃は不要である、と主張して</p>

	<p>きております。特に今年は先ほどのお話にもありましたとおり、地賃の目安も示されませんでしたので、それこそ地賃と特定最賃との格差を縮めるいい機会かなと、こんなふうにも思っております。</p> <p>この専門部会で配布されました資料の中に、毎月勤労統計調査というものがございます。これは7月の調査でございますけれども、事業所規模5人以上1人平均月間現金給与、いわゆる「きまって支給する給与」ですね、これは、前年同月比でマイナス0.9%ということでありました。そこから、鉄鋼はちょっと高いのですが、他の3業種の908円にマイナス0.9%をかけて、「マイナス8円」という回答を、使用者側はしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ご意見をお伺いいたしました。確認させていただきますと、労働者側からは引上げ額「15円」の提示がありました。しかし、使用者側からは「マイナス8円」の提示でありました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともではありますけれども、お互いの示している額の開きが大きいです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>ただいま、私ども労側としては、「15円」という要求に対しまして使用者側委員の方からは「マイナス8円」というお話がありましたが、ただいま部会長からもありましたとおり、大きな開きがあるというような状況です。</p> <p>このままの状況ですと、なかなか合意に至るといのは難しいと考えますので、労使で話し合う時間をいただければと思いますが、是非ご検討いただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただいま労働者側委員より、労使での話し合いの申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>確かに開きがありますので、こちらとしても少し労使で話し合うという今のご提案、賛同したいと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>使用者側委員のご同意もありましたので、労使の協議を行って</p>

ただきたいと思います。

協議のため一時休会とします。

労使委員の皆さんが戻り次第、再開いたします。

【協議のため、休会】

部会長

それでは皆さんお揃いになりましたので、審議を再開いたします。

この後の審議の進め方ですが、労使同席のまま、ここでご意見を伺うという形で、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。それでは、そのようにさせていただきます。

まず、労働者側委員からご意見をお願いします。

労働者委員

はい。労側■■■■から発言させていただきます。

まず、協議の時間をいただきまして、ありがとうございました。

私から、先ほどの協議した経過について、ご説明させていただきますと思います。

まず労側の「15円」、使側「マイナス8円」、合意できないということもありましたので、私たち労側から「7円」の要求をさせていただきました。この「7円」というのは、2020年闘争における4業種で考えたところ、18歳最低賃金については、1,000円以上の改定をされているということから、1,000円を、4業種は金属労協になりますので、金属労協の月の平均所定時間であります161時間で除したところ、6.21円となることから、「7円」という要求をさせていただきました。

これに対しまして使側からは、7円まで私どもが歩み寄ったこと対しては理解をするけれども、そもそも特定最賃は撤廃したいというような、先ほどもありましたが、考えがあるということから、地賃との差を縮めるためにも「0円」という回答という結果となりました。

それを受けまして、続けて私ども労側からは、隣県の埼玉では、5業種の改定が決定してしまっていて、改定額を平均しますと4.2円になります。最賃でも拘らせていただきましたけれども、特定最賃においても地域間格差を広げないことということで、2円で結審した地賃を上回る「4円」の要求をさせていただきました。

これに対しまして、使側委員の皆様からは、今年については例年

とは違うということでした。また、地賃を上回るというようなことは無いということで、特定最賃については地賃に埋め込んでいく考えから、一度目と変わらず「0円」の回答をいただきました。

ここで、使側委員の、今年は例年とは違うというような回答に対しまして、確かにこの現状が全くもってわかっていないわけではありませぬので、労側として少し歩み寄りをいたしまして、今年地賃はプラス2円で、引上げ率が0.24%でした。引上げ率を反映させますと、計算しますと「3円」ということになりまして、加えて、使側の方から回答いただいていた、「0円」だったのですが、労側としても有額回答には拘りたいということで、その旨伝えさせていただきました。

これに対しまして使側委員の皆さんから、地賃では、労側が最終的な要求としては3円、使側が1円で、最終的には公益の先生方の判断に委ねまして、提示された金額2円ということで、使側の委員の皆さんは反対であったのですが、このような経緯と労側の有額の要望に歩み寄っていただきまして、「1円」の回答をいただきました。

労側としましては、使側委員の皆さんが歩み寄っていただいた結果の、有額での回答をいただいたことに対しましては、御礼を申し上げるのですが、ただ、私どもとしましてはやはり、地賃より優位性のある特定最賃であるという考えがありますので「3円」は譲れず、再度「3円」の要求をさせていただきました。

これに対して、使側委員の皆さんからは、逆に「1円」以上は譲れないという回答で、また、「3円」というのはあり得ないという回答をいただきました。

そこで、私どもとしましては、使側の「3円」はないという回答に対しまして、「1円」での合意はないというような考えも、もちろん崩さずに、「2円」の要求とさせていただきます。

ここで使側委員の皆様から、今までとこれからの労使関係の維持も考えてということで、一歩歩み寄っていただきまして、最終的には「2円」での合意に至ったというような経緯となっております。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、使用者側委員からもご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。■■■■です。

今、労働者委員からご説明ございましたけれども、こちらとしても苦渋の決断ということではございましたが、ただいまご発言の

<p>部会長</p>	<p>あったとおりでございます。 以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。 ただいま労働者側、使用者側委員からご発言がございました。 そのほか労働者側委員、使用者側委員からご意見ございましたら お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>公益委員はいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、ご意見が出尽くしたようでございます。 労使委員のご意見を伺ったところでは、本製造業の最低賃金は現 行が919円のところ、「2円の引上げ」、「時間額921円」とす る、ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>異議なしということで確認いたしました。 よって、全会一致で決議いただいたことを確認いたしました。 それでは、この後の手続について、事務局から説明をお願いしま す。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。この後の手続につきまして、ご説明させていただきます。 全会一致での決議をいただきましたので、「専門部会の決議をも って本審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5 項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を準備いたし ますので、少々お時間をいただきたく存じます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>

部会長	<p>それでは、再開いたします。 事務局から、まずは報告書の（案）について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 委員の皆様、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>了解いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することといたします。 次に、事務局から、答申文の（案）の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で決議いただきましたので、当専門部会の決議は審議会の決議となります。 よって、答申文は群馬地方最低賃金審議会長名となっております。</p> <p>それでは答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙につきましては、報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目につきましては、省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 委員の皆様、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p>

【部会長より基準部長へ答申文を手交】

部会長

それでは、答申が無事に終わりました。
答申につきましては、各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。大変ありがとうございました。
今後の予定等について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

はい。答申をいただきまして、ありがとうございました。
答申をいただきましたことに対しまして、労働基準部長から一言ご挨拶を申し上げさせていただき、その後今後の予定等をご説明させていただきます。

基準部長

ただいま、 部会長から答申をいただきました。
本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月7日に諮問をさせていただきました。その後、当専門部会が設置され、コロナ禍の状況の下、例年にも増して難しい審議をいただきました。
部会長をはじめ、公・労・使の委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。
また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。
いただきました答申につきましては、群馬労働局といたしまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所定の手続きを進めてまいります。併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります。
最後に、委員の皆様にご審議いただきましたことに重ねて感謝を申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

事務局

続いて、今後の予定等につきまして、2点ご説明をいたします。
1点目でございます。
特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。他の全ての業種の答申がなされた後に、異議申出の公示を行わせていただきます。
異議申出の締切日は、公示日の翌日から15日後となります。異議申出があった場合は、11月20日(金)になりますが、審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。
なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に行われた場合、

	<p>効力発生日は最短で12月31日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がございます。答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。</p> <p>その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了解をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。今後の予定等についてご説明がありました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいつて12月31日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということ。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたということでございます。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後の議題の(2)その他について、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>委員の皆様から何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょう</p>

部会長	<p>か。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第2回専門部会を閉会とします。</p> <p>ご審議お疲れ様でございました。</p>
-----	---